

入札公告（説明書）

平成 29 年 7 月 28 日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 大越 良記

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 札樽自動車道 雁来高架橋遮音壁補修工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 大越 良記 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所)〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号
(電話) 011-896-5777 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型【施工体制確認型併用】） |
| 1-8. | 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. | 単価表の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）...入札者に対する指示書[30]を参照のこと |

1-13. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|---------------|--|
| 入札公告（説明書） | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札《工事（土木・施設）共通》】を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事共通仕様書（平成 29 年 7 月）】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 別紙様式 1 のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| 単価表 | 上記 の金抜設計書により作成する |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、平成 29 年 7 月 28 日（金）～平成 29 年 8 月 28 日（月）までとする。
 なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- | | | |
|------------|--|--------------------------------|
| (1) 工事場所 | 札樽自動車道 | 自) 札幌市東区北 3 4 条
至) 札幌市白石区米里 |
| | 道央自動車道 | 自) 札幌市白石区米里
至) 札幌市白石区平和通 |
| (2) 工事内容 | 本工事は、札幌管理事務所管内の高架区間における遮音壁の老朽化対策として、金属製遮音板及び透光性遮音板の取替を行うものである。 | |
| (3) 工事概算数量 | 金属製遮音板取替 | 約 3,900m |
| | 透光性遮音板取替 | 約 1,300m |
| (4) 工期 | 契約保証取得の日の翌日から 420 日間 | |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「道路付属物工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 29・30 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

- (5) 審査基準日において、平成 14 年度以降に元請としての完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a 道路における遮音壁新設又は遮音壁取替（補修）の施工延長 1,000m 以上を実施した工事

同種工事 b 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、平成 14 年度以降に完成及び引渡し完了した工事の場合は、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 26・27 年度における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
ただし、平成 28 年度以前の成績にあっては、「防護さく工事」、「遮音壁工事」、「標識工事」、「トンネル内装工事」及び「道路補修工事」に属する工事を同一工事種別とする。

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の請負人

・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 29 年度）土木施工管理業務
（請負人：株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道）

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること
は、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の（ 1 ）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の定義】

- ）株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
- ）持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ）組合の理事
- ） ）～ ）に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記
又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）		記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1）		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3] を参照のこと
技術資料（様式2）	企業に求める実績等	
	企業の同種工事の施工実績	記 3-1.(5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
	同一工事種別における表彰実績	平成19年4月1日以降のNEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること
	品質管理、環境及び労働安全衛生 マネジメントシステムの取得状況	ISO9001、ISO14001、COHSMS、OHSASの取得状況を記載すること
	災害時の協力実績	平成19年4月1日以降のNEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

提出期間 入札公告の日から平成29年8月28日（月）午後4時00分まで
提出場所 記 1-3. 契約担当部署のとおり
提出方法 電子入札システム

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。なお、媒体はCD-R及び出力した書面とする。

提出書類 記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 29 年 9 月 6 日（水）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型【施工体制確認型併用】）とは、記 3-3. 競争参加資格確認申請において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は 20 点とする。

1) 技術提案等に関する技術評価点

評価項目				配点
施工の 確実性	企業	同種工事の工事成績	平成 19 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本、中日本、西日本、その他の公的機関における実績	4 点
	企業	同一工種の表彰実績	平成 19 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	2 点
	企業	品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況		2 点
円滑性の 施工の	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	平成 19 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	2 点
技術評価点（満点）				10 点

2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目		配点
品質確保の実効性		5 点
施工体制確保の確実性		5 点
技術評価点のうち施工体制評価点（満点）		10 点

4-3.技術評価

(1) 契約責任者は、記 3-4.競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準																				
施工の 確 実 性	企業	同種工 事の工 事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 工事成績評価の対象とする同種工事：道路における遮音壁新設又は遮音壁取替（補修）の施工延長 1,000m 以上を実施した工事																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> $\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事実績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 } a$ （評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする） </td> </tr> <tr> <td colspan="3">係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事実績の受渡しが平成 24 年 4 月 1 日以降である場合</td> <td>同種工事の施工実績が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合</td> </tr> <tr> <td>同種工事実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注工事</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>同種工事実績が上記以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td colspan="2">0.0</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価点	$\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事実績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 } a$ （評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする）			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期				同種工事実績の受渡しが平成 24 年 4 月 1 日以降である場合	同種工事の施工実績が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合	同種工事実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注工事	1.0	0.5	同種工事実績が上記以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25	上記に該当しない
評価基準		評価点																					
$\text{評価点} = \text{配点 (4点)} \times \frac{\text{(同種工事実績の工事成績 評定点-70)}}{20} \times \text{係数 } a$ （評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする）																							
係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期																							
	同種工事実績の受渡しが平成 24 年 4 月 1 日以降である場合	同種工事の施工実績が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合																					
同種工事実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の発注工事	1.0	0.5																					
同種工事実績が上記以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25																					
上記に該当しない	0.0																						
			<p>留意事項</p> <p>工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。 平成 19 年 3 月 31 日以前に受渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。 公的機関とは、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</p>																				
施工の 確 実 性	企業	同一工 事種別 における表彰 実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準 / 評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰対象</td> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が平成 24 年 4 月 1 日以降である場合</td> <td>表彰日が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合</td> </tr> <tr> <td>NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績</td> <td></td> <td>2 点</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td> <td></td> <td>1 点</td> <td>0.5 点</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td colspan="3">0 点</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準 / 評価点			表彰対象	表彰時期	表彰日が平成 24 年 4 月 1 日以降である場合	表彰日が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合	NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績		2 点	1 点	NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1 点	0.5 点	上記に該当しない	0 点	
評価基準 / 評価点																							
表彰対象	表彰時期	表彰日が平成 24 年 4 月 1 日以降である場合	表彰日が平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日以前である場合																				
NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績		2 点	1 点																				
NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1 点	0.5 点																				
上記に該当しない	0 点																						

評価項目		評価基準													
			<p>留意事項</p> <p>表彰実績は1工事のみ提出を認めること。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</p> <p>表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>上記 以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> <p>平成28年度以前の表彰実績にあっては、「防護さく工事」、「遮音壁工事」、「標識工事」、「トンネル内装工事」及び「道路補修工事」に属する工事を同一工事種別とする。</p>												
施工の 確 実 性	企業	品質管理・ 環境・ 労働安全衛生 マネジメント システムの 取得 状況	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">品質マネジメントシステム（ISO9001）、 環境マネジメントシステム（ISO14001）又は 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS もしくはOHSAS18001）の取得状況</td> <td>左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>左記のマネジメントシステムを取得していない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>留意事項</p> <p>当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。</p>	評価基準		評価点	品質マネジメントシステム（ISO9001）、 環境マネジメントシステム（ISO14001）又は 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS もしくはOHSAS18001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点	左記のマネジメントシステムを取得していない	0点		
			評価基準		評価点										
品質マネジメントシステム（ISO9001）、 環境マネジメントシステム（ISO14001）又は 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS もしくはOHSAS18001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点													
	左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点													
	左記のマネジメントシステムを取得していない	0点													
施工の 円 滑 性	地域精 通度・ 当社へ の貢献 度等	災害時の 協力実 績（緊急 災害復 旧工事 の施工 実績）	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NEXCO 東日本への平成24年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>NEXCO 東日本への平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>災害協力実績がない。又は平成19年3月31日以前の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>留意事項</p> <p>災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p>	評価基準		評価点	NEXCO 東日本への平成24年4月1日以降の災害協力実績である場合		2点	NEXCO 東日本への平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の災害協力実績である場合		1点	災害協力実績がない。又は平成19年3月31日以前の災害協力実績である場合		0点
評価基準		評価点													
NEXCO 東日本への平成24年4月1日以降の災害協力実績である場合		2点													
NEXCO 東日本への平成24年3月31日以前でかつ平成19年4月1日以降の災害協力実績である場合		1点													
災害協力実績がない。又は平成19年3月31日以前の災害協力実績である場合		0点													

4-4. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・确实性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札した入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。ただし、入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について(要領)」(以下「低入札価格調査要領」という。) 2-3-1.(1).1) に規定する数値的判断基準【失格基準】の価格に満たない場合は、上記の施工体制確認ヒアリングは実施せず、当該者の施工体制は記 4-9(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-5. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が低入札価格調査要領 1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 6-2. の開札の後、平成 29 年 10 月 24 日（火）午後 4 時 00 分までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-6. 施工体制確認資料の作成

記 4-5 により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2.(1). に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) 「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 17	施工体制台帳

4-7. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

資料の提出期限	平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 4 時 00 分まで
資料の提出場所	記 1-3. 契約担当部署
資料の提出方法	郵送、持参又は電子メール なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）
その他	持参の場合は、上記 に示す提出期限までに必着のこと 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-9.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

4-8. 施工体制確認ヒアリング

- (1) 契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリング日時及び方法は、申請書（様式 1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡する。

ヒアリングへの出席者には、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 4 名とする。

なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は記 4-9.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-9. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングを行った後、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	以下の順位で評価する。 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合 なお、以下の場合は不適とする。 資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など
施工体制確保の確実性	以下の順位で評価する。 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合 なお、以下の場合は不適とする。 資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など

- (2) 施工体制評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

(算出式)

技術評価点 = 技術評価の配点 × (施工体制評価の配点の合計 / 10 点) + 施工体制評価の配点の合計

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項

- (1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式(以下「本方式」という。)の対象工事である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。
- (3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。
- | | |
|----------|---|
| 見積書の提出期限 | 平成 29 年 8 月 28 日 (月) 午後 4 時 00 分まで |
| 見積書の提出場所 | 記 1-3. 契約担当部署 |
| 見積書の提出方法 | 書留郵便又は信書便 (提出期限までに必着のこと) |
| 提出書類 | 見積書 (様式 3-1、3-2)
正 1 部、副 1 部、CD-R (PDF ファイル) 1 枚 |
- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後平成 29 年 9 月 7 日 (木) から平成 29 年 9 月 29 日 (金) までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器のパフォーマンス・機能及び見積書 (様式 3-1、3-2) の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
- ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 3 回程度とする。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。
- (8) 入札者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書 (様式 3-1、3-2) を提出しなければならない。
- また、入札価格交渉によっても見積書 (様式 3-1、3-2) から変更が生じない場合も同様とする。
- なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は、平成 29 年 10 月 6 日 (金) 午後 4 時 00 分を予定しており、詳細は最終の交渉時に連絡を行う。
- (9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (10) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (11) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。

- (12) 見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
単価表	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式4のとおり
総合評価値通知書（経審）の写し	入札者に対する指示書[14]を参照のこと

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成29年10月20日（金）午後4時00分まで
入札書の提出場所	記1-3. 契約担当部署
入札書の提出方法	電子入札システム
開札執行日時	平成29年10月23日（月）午前10時00分
開札執行場所	記1-3. 契約担当部署
その他	入札者は、記5-1.(8)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点（配点20点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点＝下式A×0.5 ＋ 下式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では60とする。
3. 下式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式B）

$$\text{下式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点(配点 + 定数)」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 60 とする。
3. 下式 B は小数点 4 位以下は切り捨てとする。

技術評価点(配点 20 点)... 記 4-3.(1)及び 4-9.(1)並びに 4-9.(2)に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第 7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 入札公告の日から平成 29 年 10 月 10 日(火)まで

受付場所 記 1-3. 契約担当部署

受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は郵送(書留郵便若しくは信書便)(受付期間内に必着のこと)により提出すること

- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内

回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 29 年度	0%
平成 30 年度	100%

7-6. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項(単品スライド)及び同条第 6 項(インフレスライド)について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる(最大 10 点)。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況

施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況

施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加し又は施工(調査等)管

理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上